

經濟論叢

第七十一卷 第一號

- 明治前期の貿易政策 …………… 堀 江 保 藏 (1)
中共貿易の諸問題 …………… 谷 口 吉 彦 (21)
帝國主義の經濟學 (一) …………… 靜 田 均 (50)
價值形態と價值實體…………… 吉 村 達 次 (63)
ドイツ獨占資本とベルリン六大銀行
…………… 大 野 英 二 (79)
甘土料の基本的性格 …………… 柏 尾 昌 哉 (104)
-

[昭和二十八年一月]

京都大學經濟學會

甘土料の基本的性格

柏 尾 昌 哉

この小論は香川縣各地に發生せる甘土料の具体的資料に基いてその基本的性格を考察せんとしたものである。紙面の關係で最も代表的資料のみに就いて検討することとした。

一 概 観

(1) 意義 甘土料が一種の耕作權或は小作權の意味に用いられていることは疑う餘地はない。(註1)更に、法律的には賃借の圈内にあつたが實質的にはむしろ物權的傾向の甚だ強い一種獨特の内容を持つ慣行小作權の意味に理解されていた様である。(註2)慣行小作權の内容に今少しく立入つて見よう。

(2) 内 容

(1) その最も本質的な特徴は、それが財産的に價値あるものとして賣買されるという点である。猶慣行小作權には小作權の賣買を以てその本質とするものと、小作人が作離料という形で小作權の價格を補償される場合(小作權が一種の財産的價値あ

るものとして取扱れることは同一)の二つがあり、その態様も地主の承諾を要しないものや形式的に承諾するもの等色々あるが何れにしても普通の小作より小作人の權利が強力で自由に小作權を賣買しているのである(表1)。

(2) 地主は小作人が小作料を滞納する等不都合な行爲のない限り土地を自由に取上げることは出来ない。原則として地主は慣行小作權者に土地返還を求めざる場合には、小作權の價格を支拂つて慣行小作權を買取らねばならない。又地主に變更があつても慣行小作權者はそのまゝ引續き權利を持つてゐる。即ち地主の土地取上げ制限と第三者對抗力が慣行として存在してゐるのである。(註3)

(3) このように慣行小作權が一定の價格で取引される以上その轉貸担保權の設定も當然可能であり慣行小作權の強い地方ではかなり行はれてゐる。(表2)

表 1 昭和十四年に於ける慣行小作権売買件数

(香川県教育會香川郡部會資料より香
西町, 大野村, 一宮村に付き作製)

村落名	件別	總戸數	自由 に 賣 買 し 數	形式的承諾 を経るもの		地主の承諾後に出た件數	不明	總賣買件數
				事前	事後			
香西町		826	29	16	11	6	4	66
大野村		428	27	10	16	1	3	47
一宮村		750	20	13	6	0	3	42
計		2,004	76	39	33	7	10	155

表 2 昭和十四年に於ける慣行小作権轉貸件数

(香川県教育會香川郡部會資料より香
西町, 一宮村, 大野村に付き作製)

村落名	件別	總戸數	自由 に 轉 貸 し 數	形式的承諾 を経るもの		地主の承諾後に出た件數	不明	總轉貸件數
				事前	事後			
香西町		826	41	8	4	3	8	64
大野村		428	19	2	2	0	5	28
一宮村		750	21	1	4	0	2	28
計		2,004	81	11	10	3	15	120

(表3) 小作料比率 (全國平均は栗原氏「日本農業の發展構造」一三三頁より作製 香川縣の數字は勸銀高松支店の資料より作製)

	年 度	收 穫 米	小 作 米	小作米の比率
全 國 平 均	昭和8年～ 昭和10年	石 2.241	1.116	50 %
	昭和16年～ 昭和18年	2.265	1.085	48 %
香 川 縣 平 均	昭和8年～ 昭和10年	2.336	0.982	42 %
	昭和16年～ 昭和18年	2.385	0.978	41 %

(一) 慣行小作権のある小作地に於ては小作料は概して低廉なのが普通であり地主は濫りに増徴することは出来ない。(義3)

(二) 多くは小作期間の定めなく小作人に不都合なき限り年々繼續して小作する權利を有している。けれど慣行小作権は一種の財産権であり、又永小作権と同様の成因に基くものも少くないからである。

(三) 右のような内容を持つ慣行小作権の名稱は極めて多くその性質も又一律ではない。従つてその名稱の異なる如くそれ自身獨特な慣行小作の特質由縁を如實に表現して居り劃一的な解釋を許されないことは論をまたない。(註4)

以上一應の概観を試みたがこれでは未だ甘土料の概念は漠然として居り、永小作権と賃借小作権の中間に連なる極めて廣範圍の慣行小作権の中で如何なる地位を占め如何なる性格を有するものであるかを把握され得ない。かくて問題は甘土料が何故に他の慣行小作権とならずに甘土料になつたかを歴史的に解明することにより、その明確な性格を把握することになければならない。

(註1) 野村氏は「甘土料とは賃借小作人が其土地に於て保有する所謂耕作權の義で……」(農業經濟研究第四卷第三號香川縣下甘土料の起源一四〇頁)と述べ又花島氏は「香川縣下に於ては小作権の事を一般に甘土料と稱せられ……」(同氏著、小作権二二六頁)と述べ共に甘土料を耕作權或いは

甘土料の基本的性格

は小作権の意に概念規定されている。

(2) この点につき花島氏は「小作権は現行法により、永小作権と賃借小作権との二種に分類せらるゝも、前二者の間にありて其の經濟的内容を異にする一種特有の小作権存在す。これを一般に慣行小作権又は小作株と稱す……小作株の地方的名稱少なからず……香川縣にては甘土料……」(農業經濟研究第九卷第一號小作権に關する研究概要八一―八四頁)と説いてその内容を明にし、野村氏も又「これを小作権又は耕作權と稱するよりも寧ろ小作株と稱する方が適切なり」(野村氏、前掲論文一四〇頁)と但し書をして居られる。

(3) 小作権の第三者對抗力と、地主の土地取上げの制限とは、一般の賃借小作権については「法律的には昭和十三年の農地調整法の制定によつて初めて認められた。従つて小作権と賃借小作権との差は少くなり、現在では讓渡、轉賃期間の点に若干の相違が認められるのみである。

(4) この点につき花島氏は左の様に全國的名稱を調査して居られる。(社會經濟史學入の四、本邦小作作権の發展過程一―六頁)

東北、北海道	小作株、敷金、小作敷金
北陸	水入權、作株、地上、作り株、涙金、
中部	小作別れ、草切權、肥し代、永代小作
近畿	肥料代、地掃、(雜作權)
中國	地上權、上地、作權、毛上權

甘土料の基本的性格

九州……………盛株、土持（離れ金）

四國……………後掲香川縣と同じ。

更に香川縣の地域別各名稱は次の通りである。

木田郡……………甘土料、場代金（一部分）

香川郡……………場代金、甘土料（一部分）

綾歌郡……………場代金、枕金

三豊郡……………上毛、質、落揚、相金

大川郡……………作耕權、作耕金

小豆郡……………なし。

二 問題の歴史的考察

香川縣に於ける甘土料の發生を歴史的に辿つて見ると比較的
古く甘土料賣買の起源を有する所が三箇所に於て見出される。
即ち三豊郡大野原村、香川郡円座村及び、大川郡白鳥村をそれ
／＼中心とする地方である。多數發生し始めたのは明治五年二
月十五日以降の土地解放令及び地租條令等の實施以後のことだ
であるが、何れも前記三つを中心として漸次廣がつて行つたもの
であるからこれ等の地方を中心として考察を進めることにした。

(表 4)

(1) 大野原村を中心とした地方の歴史的考察。

土地の永代賣買禁止の法令が發せられたのは徳川幕府成立後
四十年のことであつた。併しその後幕府財政上の理由から或は
藩財政の見地から新規開發の土地に限り賣買の自由を認める様

になり、これは財力ある者勢力ある者の企業熱を刺戟し進んで
新田開發に乘出すに到ることは幾多の事例がこれを雄辯に物語
つてゐる。寛永二十年平田氏の大野原開墾を發端として三豊郡
各地に個人受開墾の形態で新田開發が行はれたことは例外では
ないが、(註5)果して新堀を以て代表されるような封建的開
墾型寄生地主と全く同じ性格かどうか以下問題として見たい。
(4) 大野村の開墾事蹟に關しては野村氏のかかり詳しい「調
査」(野村氏前掲書一四三―一四六頁)があるが、三豊郡史に
よつて更に詳細を見て行こう。

寛永二十年大阪の備中屋藤左衛門、三島屋又左衛門、松屋半
兵衛及び京都の木屋莊助の四人が連署で丸龜藩主山崎甲斐守に
開墾を申出た。これに對し藩財政の收入増加を圖る爲寛永二十
年五月二十二日に「墨村」を與えて許可している。開墾に當つて
は、先づ六等分し、その半分即ち三分を平田氏(木屋莊助の主
人)が所有し他の三分を三名各々一部宛所有し、資金は一切平
田氏が支出し他の三人は開墾完了後物成を以て平田氏に辯償す
ることを約して事業に乘出した。四人は先づ百姓の徵集から始
めたが當時の「有付書」によればかなり参加者を優遇したこと
がうかがはれる。特に百姓はこの荒蕪地の開墾をする場合に
は、總べて飯米その他の費用は貸與されたので開田希望者は雲
集し、この中には遠く伊豫の方から参加する者も混じつていた

種である。(註6)かくて開墾は大いに進捗したが中心部をなす井關池の決潰が實に寛永より承應年間迄に前後八回に及んだことは、この開墾事業を著しく困難なものとしてしまつた。この爲増大する累積費用に他の三人は遂に初志を變更し債務決済の爲新地をすべて平田氏に譲渡し、平田氏は「寛文三年京都を引拂ひこの新地に移り……」(註7)とある如くこの開墾事業

に一身を打込んだのである。この際の「古文書」に「大野原の開墾に際し勞働を提供し開墾に参加したものは、永代小作を認められ小作料も田地一段歩七斗畑地三斗の割合——當時の下々田なみ——に定められた。」又「物成も古地なみに御公儀へ小作者より直に納付することとなり、小作者は平田氏に七斗物成に三斗内外合せて一石上納すること……」(註8)となり、この時代より大野原村は他町村に比し小作料は石代にして終始低率であつた。かくの如く永小作權を獲得するに到つた鐵先人は他に譲渡する場合にはこの權利を一種の財産と見なして賣買するに到る。既に開墾中の承應年間より一反歩銀百目前後にて權利賣買が行はれていた様である。(註9)

猶この大野原村で上毛賣買價格が極めて高價なのは合替が行はれた爲であらう。即ち平田氏が小作者優遇の爲實際一段歩ある土地を九畝又は八畝として取扱ひ小作料もこれに準ずる制度所謂合替によつた爲にこの差が得米即ち上毛の相場となつた。

特に開墾地内の免租地に於ても平田氏は普通の有租地と同額小作料で貸與したこと等よりこれ等の土地の上毛は著しく高騰したのである。

「井關池築造の記録」により大要を簡述すれば、平田與一左衛門は大野原開地の官許以來殆んど古銀八千貫を支出に投じて努力したが前後八回の井關池決潰はさしもの平田氏をして天を迎いで長歎息せしめ、遂には中止の決心に迄到つたが、これが爲全村見る見る畠地と化し窮乏農民の離散する様は誠に非慘を極め、平田氏遂に見るに忍びず再び開墾の決意を固めるに到つた。かくて平田氏は藩主山崎寅之助に「歎願書」(註10)を出し遂に藩をして井關池修築に乗出さしむることに成功したのである。而して井關池の藩守による修築第一回は承應三年に一應完成した。こゝに於て農民は漸くその堵に安んじ耕地は更に廣く開墾されて行つた。爾來井關池の改築は藩の仕事として後に及んでゐる。

かくの如く大野原村の開墾はその鐵先人に永小作權を認めたとより極めて古くから上毛賣買の慣習を生じたものである。猶その開墾に貢獻した程度が微弱であれば普通よりやゝ有利な條件の小作に満足せねばならなかつた。こゝで京都の商人平田氏が、島根、福岡、新潟等の新田開墾主に見られる様に最初から封建的權力と密接に結び付いていなかつたことは注意せねば

ならない。藩主の「墨付」にも平田氏に藩が協力援助する旨は記されていない。平田氏はその莫大な資金を背景としてむしろ自力で自らの經營で巨利を計らんとしたが、中心の井關池の決潰に遂に最初の計劃を變更し、こゝに封建領主を引出して封建的權力と結び付き領主の水の支配に伴う領主の貨幣的必要の過程に吸着する封建的開墾型寄生地主化して行つたのである。併しこの最初の開墾性格の相違が永小作權の賣買という形で早くから現はれ甘土料發生の要因となつたことは疑いない。三豊郡各地に於て相次いで行はれた開墾は、程度の差こそあれ大野原村と同じ性格のものが多く何れも鐵先人が永小作權或はこれに近いものを獲得している。

(四) 香川縣は水が少く新田開發の際には同時に溜池の築造を必要とした。かゝる水利施設に伴う慣行として發生した甘土料も本質的には前述の場合と全く同じであり、何れも物成を減じ地主を通じて小作料を減じ又獎勵金を與える等あらゆる優遇をしている。かゝる優遇が特權として賣買され甘土料の發生を見たのであらう。溜池による封建的支配は香川の場合、溜池自身の修理築造に追はれて他地方より弱く勢い農民を優遇せざるを得なかつた。(註11)

(五) かくの如く社會的に有利な諸條件によつて發生せる甘土料は強い慣行として明治以後も明治政府の小作人未解放政策を

越えて續いた。土地生産力の増大を基底として、これに人口増加、物價騰貴等が輔翼し、甘土料は明治以後大量に發生したがすべては一度び獲得した特權を保持し續け、後の農民運動へと受けつがれるのである。社會的に有利な條件として、免の低率な場合、小作料の安い場合或は生産力増加に伴う劣悪地の慣行による特權等がある。(註13)或は又土地賣買の際の小作權留保より甘土料が具現して來ること(註14)もあるが、基本的性格はこゝにはなく、これ等はすべて一の發生具体化の契機としての偶然的事象にしか過ぎないことは注意せねばならない。

(註5) 元祿十年國繪圖製作の際の覺書によれば、左の如く各地に開墾が行なわれている。

寛文元年	黒淵村下濱新田畑
同 年	山田尻村下濱新田畑
同 二年	花稻村大次江林際新田畑
同 三年	萩原村高尾新田畑
同 四年	丸井村止福田新田畑
同 六年	同村内野原新田畑
同十二年	姫濱五間家新田畑
承應元年	花稻村下濱新田
同 年	姫濱大田
延寶元年	萩原村系像林新田畑
同 二年	姫濱豆塚新田
同 三年	千年池附近開墾
同 六年	和田濱長谷新田畑

同 八年 同村三間屋新田畑

同 九年 出作村岡原新田

同 九年 粟井村向本莊新田(香川縣三豊郡史編纂部)

(8) 當時の有付書に、一、肥代借申度と申す百姓有之候は、一反に付銀五匁宛宛の續に貸可申候事 一、百姓の作り飯米表百姓一人に付一日白米一升宛下人の儀は一日に付き米五合宛其の外何物も可見合候事、……等の條項あり。

(7) 平田家藏「井關池に關する古文書」

(8) 同 右

(9) 農林省農務局「旧藩時代の耕地改良事業に關する調査」一〇七五—一〇八一頁

(10) 平田家藏「古文書」

(11) 神内池築造の事蹟によれば、「寛永十年より十三年の間に、高松藩主生駒高俊が事業者となり神内池を築造した。この際本来水利の便極めて悪き地方として住民もこれを迎えたが、藩主は事業の進展と將來の修理を不必要ならしむる様な優秀な築造を希望したため、物成を減じ奨励金を與え等して豫定より三年早くこの大事業は完全に成就した。猶かゝる優遇は世々相傳の旨が記されている。又神内上池、滿濃池に就いても同様の事蹟が残つてゐる。

(12) 免の低率に起因するものに左のような事例がある。

(大日本農會編、本邦小作慣行、三六四頁)

○「重箱年貢なる言葉は明治維新前より存在し、年貢の低率なることを示す言葉なりしが早くより「償を生じ維新以後も此風習により」慣習となりたるなり。三豊郡高瀬村にこの言葉残存せり。」

甘土料の基本的性格

小作料低率に起因するものとしては、同じく同書(六八頁、二二四頁)に

○「川東村は小作料安く隣村等に比し小作者に極めて有利なれば甘土代と稱して轉賃の際にこれを取戻すを普通とす」

○「太田村にては小作料は他に比し特別に低廉と云うにはあらざるも小作料納入に際しては奨励米は勿論、木綿綿、肥料、酒、農具等を給して之を返す習慣あり。當地の小作者は他に轉賃と場合甘土代と稱し相當額を徴收す。」

○現在甘土料賣買の風習なき香川縣郡塩江村、木田郡廣治村の如きは小作料比較的高率にして他町村の土田平均一石三斗内外なるに一石五斗内外の平均を示せり。」

○「三豊郡神田村に於ては現在に到る迄甘土料賣買の風習なし。同村は小作料高率にして上田に於ては一石六斗以上二石位のものもありたり。」

(13) ○香川縣香西町宇西内に現在露金の地と稱せられる土地がある。これは明治初年、農業者は土地所有を厭い「うこん」の菁物を添えて他に譲り渡した爲この名が發生したものである。(野村氏調査)

○綾歌郡陶村では、車及び脱穀機などを添えて土地の引取方を依頼した。(陶村役場書類)

○香川郡川東村にては酒、衣類を添えて譲渡したる例が見られる。(川東村編、溜池記録)

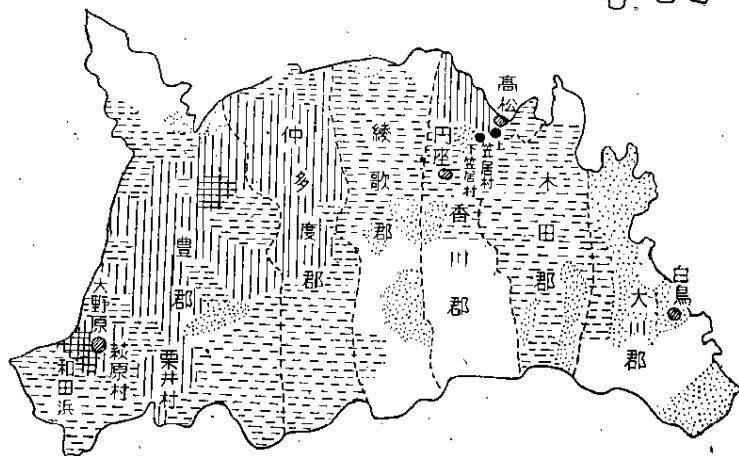
○綾歌郡飯野にては二年間年貢を免じて小作せしめた事例がある。(農商務省農務局編、前掲書一六二頁)

○仲多度郡龍川村にては肥料を添えて譲渡した。(龍川村古老言)

(表4)

□ ない地方
 ▨ 100円以下
 ▩ 300円以下
 ▪ 500円以下
 ▧ 600円以下

田地甘土料分布図
 (昭和2年10月調)



甘土料の基本的性格

第七十一卷 一一〇 第一号 一一〇

これらは何れも農業の生産技術が未だ幼稚で収量も少く漸く貢租を得る程度の土地は、耕作者は何とかして之を他に譲渡せんとしたことを示している。併し農民の自然に對する斗争は間斷なく續けられている。農業技術の進歩と農民不斷の努力は土地生産力の増大となつて現われて来る。かくてかゝる特権を保持しつゝ一般並の土地となつて來るとこの悪田を良田化した小作者の努力分と特権とが一つの財産として土地返却の際にも御替の際にも賣買されるようになった。

(14) この例として次のようなものがある。木田郡氷上村に於て現耕者たる地主が口むを得ず土地を賣却した時普通の賣買價格より安く土地を譲渡する代りに將來その土地を耕作し得ることとし小作料も幾分低率に定めた。(木田郡史編纂部資料)

(2) 円座村を中心とした地方の歴史的考察

この地方は京阪神との交通の便良く早くから果樹、園藝、蔬菜等所謂商品性の強い農作物を生産し、貨幣經濟への滲透度も深く特殊の生産地帯を形成していた。従つて商品性の弱い米麦作地帯に比して封建領主の壓力は弱く地主の寄生化も著しくはなかつた。中心となつたのは地方の小豪士層であり高利貸資本の進出もさして強力ではなかつた。

(イ) 高松市郊外の上笠居村は古くより開拓され農産物商品化の傾向もかな早くから見ることが出来る。併し商品としての農産物は米麦より園藝作物が優れているのは言う迄もない。園藝

は「文化年間（十一代將軍家齊）に高橋周輔なる者が園藝を始めたなり」（香川郡史編輯部資料）とあるが始めは勿論農家副業として取入れられた程度に過ぎなかつた。併し追々本業となり収益も逐年増加の一踏をたどり漸外輸出の傾向が次第に強く現はれて来る。従つて利益も比例的に向上し耕作者は争つて良田適地を求め園藝収入の利益を得んとした。この爲甘土料賣買も行はれる様になつた。

(四) 同様に高松市郊外の下笠居村は縣史によると、既に文政年間から以後、柿、みかん、きんかん等の果物を高松港より堺、大阪方面に送つていた記録が残つている。けだし北方に川をひかえ平坦且つ濶緩で交通の便良く早くから果樹特殊地帯としての色彩を帯びていた。従つてこゝで現在慣行となつて甘土料はその起源を遠く昔の商品的果樹農業の行はれた特殊地帯たることに求めることが出来る。猶こゝで最も古く甘土料という言葉の現はれて来る書類は安政年間のものである。

(五) 古くから商品的農業の行はれた特殊地帯の甘土料發生は一方に小作人間の競争が考えられているがこれはむしろ存続の條件であつて、發生起源としては當時の封建領主の権力が他地方程強くなく従つて封建的地主の力も弱く逆に小作農民の力の強かつたことが擧げられねばならない。かくて一度び成立した甘土料は、小作人間の競争によつて色々の型を通して受つたが

て行くのである。（註15）この基本的條件の上に種々の事象を發端として甘土料は現實に具現して行くのであつて、單に現象面のみを追うことは本質を見誤る處がある。例えば例外的なものがあたかも甘土料發生の基本的原因に見えたりする。（註16）

（註15） 例えは價の形を通して受けつがれたものとして左の様なものがある。

○引受人の滞納米引受けにより具体化したもの。

「木田郡永上村にては小作人滞納の節は特にその引受人との約定により勘定を支拂ひて小作地を引受けたり。尙比較的良好なる場合は引受人となるを希望する者少なからず。」（農商務省農務局、永小作に關する調査一、二四一頁）

この場合自分で滞納米を支拂つて小作した引受人は、他日その土地の拵替をする場合、無償で地主に返却するのは不利であるから、他に小作人を求め相應の金額を取得して譲渡し賠償分をせしめたのである。こゝに甘土料の具体化が見られる。

○未進地又は勘定付の土地の價により具体化したもの。

中田以上の土地は小作希望者多く未進又は勘定を償つた上で小作を希望する者が多數あつた。この場合後で小作を中止する時は地主に返却するのは不利であるから、他に轉貸して相應の米又は金錢を徴收したのである。これは形式的には差額地代に當るもので、土地生産力の増大に伴つて發生した。即ち良田に最初發生し次いで農業技術の進歩と人口増加及び物

價騰貴等によつて遂次中田下田にも波及して行つたものである。

次に敷金、保証金の類を通して現れて来るものとしては、何れも地主が小作条件の一つとして要求するものではなく、小作者が小作地獲得の爲進んで前小作者に納付する積極的なものであることは重視せねばならない。

○上等居村に於ては小作者は小作地を得るに當りては一定金額の保証金を前小作者に支拂うを常とした。

○由佐村に於ては小作者は小作地獲得に際しプレミアム式に金銀を前小作者に提供した。(共に香川郡史編纂部資料)

何れもかくしなければ競争激しく土地の入手は困難であつたからであらう。

(16) 香川郡安原村最明寺文書によれば、香川一帯は郷東川よりはるかに地位高く極めて水利の便悪く特に川下方面は川の傾斜急でこの害は甚だしく水田耕作は殆んど不可能に近かつた。ところが嘉永年間約一年を費して、上流より分水路を造築し非常な苦心の末水を引くことに成功した。この場合の事業主体は詳かではないが、川下方面に位する最明寺であつたらしい。かくて水路完成後最明寺附近一帯即ち川下方面は餘り豊かた水田となつたが川上一帯はこの事業に非協力の願で配水を受けることが出来なかつた。併し同じく配水を受けることの出来なかつた川上の中でも分水路に近い地所は水の滲透により或は水路の故意の破壊により更に盗水による等して稲作を始める様になつた。この附近一帯の甘土料はこの特殊な利権より發生したと言はれる。

○小田池の水は今の水路とちがひ田座、木村、横内、森光

等を経て擔紙に流れていた。これが現在の水路に變つたのは何時頃か不明であるが、新旧兩水路に關し種々の取決めのあつたのは幾多の事例がこれを物語つてゐる。この取決め方法の一つに「股守り」というのがある。即ち分水路に「股守り」を出して流水を監視する方法で、これに關し野村氏は次の如く述べて居られる。「新水路が出来てから田座村は今迄の様に灌漑が充分でなく且つ水の他村流失を防ぐ爲股守りを出してこれが監視に當らしめた。而るに田座村の習慣として水利費は全部地主の負擔するところ(むしろ例外的なもの……筆者)で地主は股守りに一日米三升の報酬を與えたり。股守り人は傍種々手作を爲し相當の收入を得る爲農閑期に股守りが詰かけ地主はつひにその負擔にたえ得ず次の條件のもとに小作者と約定せり。一、田植時と小田池の水の半減したる場合の他は地主は股守り費を負擔せざること。二、地主は故なく小作地を引あげざること、但し止むを得ず引あげる場合に於ては他に替地を與えるか又は相當賠償金を支拂ふこと」(野村氏、前掲書一五三頁)

以上何れも他よりより良き条件のもとで小作することが出来、その有利さが一の特権として賣買され甘土料の具現化が見られ、あたかも當該水利慣行の特殊性から甘土料が發生したかの如き感と與えるが、これは一の具体化の契機であり、この場合はむしろ例外的なものであることは注意せねばならない。

(3) 白鳥村を中心とした地方の歴史的考察
現在、白鳥村を中心とする東隣地方は香川縣でも甘土料賣買

の慣習の最も少い地方であり甘土料價格の低い地方である。かつては白鳥村の甘蔗栽培を中心として甘土料の多量發生を見たが甘蔗の没落と共に次第に姿を消して行つた。今甘蔗栽培の起源を簡単に述べよう。

(4) 平賀源内と言ふ醫者が藩主松平頼恭の爲に豊川郡志度村(今の大川郡志度町)に於て甘蔗栽培技術導入を試みたことがあつた。併し栽培及び製糖法が幼稚で多額の費用を要する割合には収入が悪く收支相償はないので甘蔗栽培技術の研究を待醫池田玄丈に命じた。併し玄丈は丁度病中で自ら爲すことが出来ず醫術修業の爲遊學中の周慶に委嘱したところ偶然周慶は京都で甘蔗栽培の秘法を詳知せる者に出會ひ早速傳授を依頼したが、藩禁であるという理由で遂に目的を達することは出来なかつた。併しその後薩摩人良助が旅で病み困感中周慶はこれを瀾み養生させて大いに面倒を見た。良助は回復後再生の恩に報ずるとかねて熱望中の甘蔗數莖を薩摩より持參し試作して見たところ遂に極めて優秀な砂糖の製造に成功することが出来たのである。(註17)

以後藩は全力を擧げて保護獎勵に努めた。例えば肥料の購入、舟の便、販賣の方法等すべて郡奉行を通じて藩が仲介をなす等の便宜を計り又低利資金の貸付け等あらゆる方策を講じている。かくて甘蔗栽培農家の収益は莫大となり、甘蔗栽培の

甘土料の基本的性格

適地は小作者競争で耕作し、若し小作者で小作料を滞納する者があれば、地主は土地を引揚げ新小作人にその滞納米を支拂はして小作を許す様になつた。又、小作人も万止むを得ず他に轉賃する時は相當の米又は金錢を授受してこれを行ふ慣習を生じて來た。地主も新に小作させる場合は相當額の金錢又は米を取得して貸與するのを常とした。かくて甘蔗栽培の適地は人々爭つて耕作を希望しその間多少の米又は金錢、即ち作耕米又は作耕金の授受が行はれたのである。この作耕金という名稱の見えるのは「安政年間」(十三代將軍家定)であり、既に甘土料賣買の慣行が甘蔗栽培に起因しつゝ生起していたのを知ることが出来る。現在では薩摩藩縣及び外國糖の流入で全く見る影も無いが(表5)安政頃は最盛期で三豊郡白鳥村はその中心となつていた。向良神社が向良周慶を祀り砂糖神として白鳥村にあることはこの間の事情をよく物語つていゝと言へよう。

(四) この様に白鳥村を中心として甘蔗栽培の有利性から發生した甘土料ではあるが、封禁領主の力が始めから強く後に寄生化した封建的地主と共に小作農民を壓迫したことは、甘蔗の没落と共に甘土料の地位を低いものにしてしまつた。この地方の封禁領主は始めから原料、販賣、運輸等の商業的機能を獨占代出し、後には本百姓の急激な寄生地主化と併行してこの地主層と結び付き小作農民を壓迫したことは事例により明かである。

従つて後に農民運動の促進による團體的力を利用して大正年間以來甘土料は次第に回復して來たけれども、甘土料の基本的性格を白鳥村に求めることが出來ないの言う迄もない。かく白鳥村を中心として發生した小作慣行は、甘土料としての性格より、むしろ株小作的性格——例えば苗、農機具、納屋等を貸與され、その他勞役せしめられている事實——に近いものと言ふべきであらう。

(註17) この点に就いては野村氏「前掲書」及び詳しくは大川郡史編纂部にて調査されている。

(18) 封建的地主勢力の強かつた事例として、「大川郡白鳥村を中心としてその附近一帯の小作料は上田平均一石五斗にして最近迄三四斗の麦年貢を徴せり。大正八年本縣小作争議の第一戦と思はれる津田町を中心とせる小作争議は實に麦年貢廢止の爲發生したるものなり。」(大川郡史編纂部資料)

(19) 小作農民の團體的力で獲得したものを若干擧げよ。

○琴平電鐵敷設の際小作者は團體的力を利用して從來地主の承認せざりしにも拘らず底地と同額の甘土料を取りたるものあり。(琴平電鐵設立に關する記録、同社藏)

○地主にして甘土料支拂を承諾せざる爲、小作者連判の上團體的力を用いてこれに對抗し終に目的を達したり。(野村氏前掲書一七二頁)

○甘土料賣買の慣習なきに拘らず小作者は農民組合を組織

して甘土料を掌握して離さず遂にこれを獲得す。(香川各地に資料は極めて多い)

(表5) 白鳥村一帯の製糖統計
(志度町役場—志度町産業統計綴)

年 代	作付段別	製糖斤數
天保7年	1378.8 町	827 万斤
弘化5年	2043.6 〃	1226 〃
安政5年	3715.2 〃	2290 〃
明治25年	730.7 〃	823 〃
明治34年	1031.5 〃	1148 〃
大正13年	152.0 〃	146 〃

四 結 語

以上三つの場合に互つて甘土料の歴史的検討を試みたが、白鳥村はむしろ例外に屬することは既述の通りである。従つて西贈の大野原村と高松近郷の円座村一帯、換言すれば新田開設地帯と商品の農業地帯に、その基本的性格を求めなければならぬ。永小作權等の特權が一種の財産として地主の意志に關係なく賣買されるときに甘土料が發生している事實を思へば、甘土

料發生の背景には強い農民の力がなければならぬ。即ち封建領主及び封建的地主層の強い所では慣行小作は生じて甘土料とはなることが出来ない。と共に他方土地生産力の向上と農産物の商品化の進展とによつて掩護されることにより甘土料としての存続を保證されるのである。この封建的地主層に對する農民の力と農産物商品化の進展、土地生産力向上の背景のもとに

甘土料發生の基本的性格は求められねばならない。こゝで今一度甘土料の意義に立返つてこれを明確にして置きたい。永小作權から賃借小作權に連なる慣行小作權の中で小作人自らが最も強力に地主的力を排除して自由に賣買を行う一連の慣行小作權を甘土料と言ふべきであらう。従つて作離料、涙金等とは明瞭に區別されねばならない。

執筆者紹介

堀	江	保	藏
谷	口	吉	彦
静	田	均	
吉	村	達	次
大	野	英	二
柏	尾	昌	哉

京都大學 教授
京都大學 名譽教授
京都大學 教授
京都大學 助教授
京都大學 助教授
京都大學 學院學生